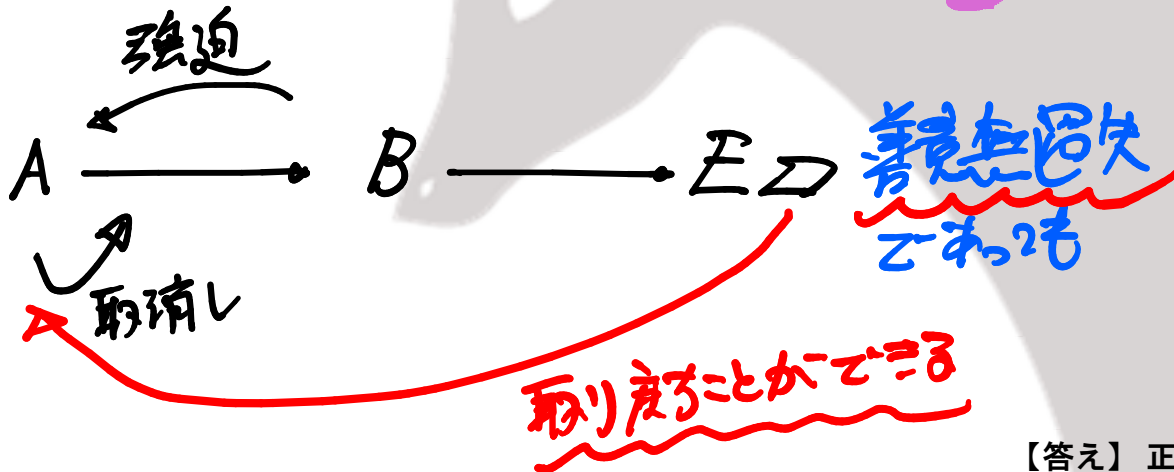


強迫 H23-01-4 <<#334>>

【問】正誤をつけよ。

A 所有の甲土地につき、A と B との間で売買契約が締結された。B が E に甲土地を転売した後に、A が B の強迫を理由に AB 間の売買契約を取り消した場合には、E が B による強迫につき知らなかったときであっても、A は E から甲土地を取り戻すことができる。



【答え】正しい

<<ポイント>> 強迫

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。(民法 96 条 1 項)

3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。(民法 96 条 3 項)

⇒ 詐欺と異なり、(強迫による意思表示の)取消しは善意無過失の第三者にも対抗する。

(判例)

強迫 ⇒ 取消OK

取消時の善意無過失の第三者にも対抗OK